　第４０号議案

　　職員の高齢者部分休業に関する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年６月２９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　職員の高齢者部分休業に関する条例

　（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の３の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認）

第２条　高齢者部分休業の承認は、１週間を通じて高齢者部分休業を取得しようとする職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で、３０分を単位として、品川区規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより行うものとする。

２　法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、６０歳とする。

３　任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の４月１日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

（承認の取消しまたは休業時間の短縮）

第３条　任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第４条　任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（給与の減額）

第５条　職員（次項および第３項に規定する職員を除く。）が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和２６年品川区条例第１７号。以下「給与条例」という。）第１４条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額、管理職手当の月額および給与条例第１８条に規定する区規則で定める手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１０年品川区条例第５号。以下「勤務時間条例」という。）第２条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じたものから同項に規定する勤務時間を５で除して得た時間に給与条例第１８条に規定する区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間を同条第２項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

２　幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年品川区条例第３２号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、幼稚園教育職員給与条例第１９条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額および幼稚園教育職員給与条例第２２条に規定する品川区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１２年品川区条例第３３号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第３条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じたものから同項に規定する勤務時間を５で除して得た時間に幼稚園教育職員給与条例第２２条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を幼稚園教育職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

３　学校教育職員の給与に関する条例（平成２０年品川区条例第２３号。以下「学校教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、学校教育職員給与条例第１９条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額、給料の調整額の月額、教職調整額の月額、管理職手当の月額および学校教育職員給与条例第２２条に規定する教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成２０年品川区条例第２２号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第３条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じたものから同項に規定する勤務時間を５で除して得た時間に学校教育職員給与条例第２２条に規定する教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を学校教育職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

　　　付　則

　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

　（説明）職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定める必要がある。